

株式会社U-Factor企業倫理綱領

2023年8月 [制定]

1. 目的：

株式会社 U-Factor 企業倫理綱領（以下、「本倫理綱領」という）は、株式会社 U-Factor（以下、「当社」という）が事業活動を行う際の具体的な行動規範として、法令等遵守はもとより、経営理念を基本とした当社で働く者に求められる行動の在り方・行動指針を示すことを目的とする。

2. 適用範囲：

本倫理綱領は、当社の全従業員（経営層・役員を含む）に適用する。

3. 責任体制：

本倫理綱領は、当社取締役会が採択する。

4. 遵守事項：

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）をはじめとする、各条鋼に関連する各種規制要件を遵守する。

規制要件：法律、政省令、施行規則、行政指導（通知、事務連絡）、自主基準（業界自主基準）

5. 基本的心構え

- ① 当社の全従業員（経営層・役員を含む）（以下、「私たち」という）は、人々の健康に関わる製品を取り扱う生命関連企業に従事する者として、法令順守はもとより、生命倫理を含めた高い倫理観を持って行動する。
- ② 私たちは、「企業の論理」に埋没することなく、企業としての利益追求や個人としての成果追及よりも、高い倫理観に基づく行動、すなわち、生命の尊厳を第一義とし、科学に対する謙虚さをもって自らを厳しく律する行動を常に優先する。
- ③ 私たちは、製品の研究・製造・販売等の様々な過程において委託先に一部業務を委託した場合でも最終的な責任が私たちに課せられることを自覚し、委託先に対しても私たちの心構え等を説明し、一体感をもって対応する。

6. 創薬研究

- ① 私たちは、創薬研究の過程で合成した物質または社外から入手する物質につき、毒物・劇物、放射性物質、麻薬または向精神薬、覚せい剤等の法令で規制されている物質であるか否かを常に確認した上で当該法律の規制に沿った対応を実施する。
- ② 私たちは、遺伝子または人体より採取した組織等を用いる場合には、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し、ヒト組織等の個人情報保護に万全な対策を講じる。また、遺伝子組換え実験にあたっては、遺伝子組換え生物等が野生動植物等に影響を与えないよう、関係法令・通知等を遵守し、安全管理を徹底する。
- ③ 私たちは、感染症法、家畜伝染病予防法等を遵守し、病原体等によるバイオハザード事故を未然に防止する。
- ④ 私たちは、動物を用いた実験を行うときは、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守すると

ともに、動物の生命を尊重し、必要最小限の動物の使用とし、できるだけ苦痛を与えないように努め、代替法の開発、切替えを検討する。

7. 治験

- ① 私たちは、治験を行うにあたって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下、「GCP」という）をはじめとする関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守する。また、研究・開発により得られたデータによってその薬剤が治験を行う価値があることを十分に検討する。
- ② 私たちは、治験を行うにあたって、参加者の人権を最大限に尊重します。必要な情報を適切に医療機関に伝達するとともに、万一、安全性に問題があると判断した場合には、直ちに計画を見直し、治験継続の可否を適切に判定する。また、私たちが実施するすべての治験において、万一、参加者に健康被害が生じた場合に備える。
- ③ 私たちは、治験を行うにあたって、医薬品等の有効性、安全性について客観的で正確なデータを作成し、改ざん、隠蔽の不正行為を一切行わない。また、委託先および共同研究機関等に対してもそのような不正行為を要求しない。
- ④ 私たちは、治験情報および治験の実施に際して発生する費用の情報について、行政通知および業界自主規範に則り、適切に公開し、透明性の向上を図る。

8. 承認申請

- ① 私たちは、医薬品等製造販売承認申請（一部変更承認申請、軽微変更届出を含む）を行うにあたっては、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し実施された調査または試験において得られた結果に基づき、正確に作成されたものを申請資料とする。
- ② その申請に係る医薬品等の品質、有効性または安全性を疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、それらについても検討および評価を行い、その結果を申請資料に記載し、資料の改ざん、差し替えまたは隠匿等の不正行為は一切行わない。かかる試験等が委託先によって行われる場合には、その試験等の実施につき十分な監督を行うものとし、試験等の実施およびデータの取得が適切に行われることを確保する。

9. 製造販売後安全管理・調査等

- ① 私たちは、製造販売後の医薬品等の適正な使用方法の確立のため、薬機法、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（以下、「GVP」という）、医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（以下、「GPSP」という）をはじめとする関係法令・通知等と当社社内業務手順を遵守し、製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等を実施する。
- ② 私たちは、自社製品によって有害事象が発生した疑いがある場合は、関係法令・通知等および当社

社内業務手順に従って迅速に当局に報告するとともに、必要に応じて安全確保措置を講じる。

- ③ 私たちは、再審査または再評価資料の収集・作成のため、また、医薬品等の安全性監視活動として、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し、製造販売後調査を実施する。

10. 臨床研究

- ① 私たちは、臨床研究を実施・支援するにあたって、臨床研究法、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、医薬品公正競争規約をはじめとする法規制・業界自主規範等を遵守する。その際、研究または開発によって得られたデータに基づいて、当該臨床研究を実施・支援する価値があることを十分に検討する。
- ② 私たちは、臨床研究法、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針および業界自主規範等に基づいて、利益相反に留意するとともに、資金提供に関する情報を適切に公開し、透明性の向上を図る。

11. サプライチェーン

- ① 私たちは、自社製品が生命関連商品であることを自覚し、適時・適切に医療機関および患者へ安定供給を行う。
- ② 私たちは、自社製品の製造にあたっては関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し、（製造委託先での工程を含め）製造の全工程にわたって適切に製造管理および品質管理を行うとともに事故、災害を発生させない安全操業に努める。
- ③ 万が一、医薬品等の製造および品質に関して問題が生じた場合には、人命尊重の措置を講じるとともに速やかに原因究明と再発防止に全力をつくす。
- ④ 私たちは、原料、製品、設備、機器、ソフトウェア等の物流、輸出入について、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し、適正に行う。
- ⑤ 私たちは、製品の製造に使用する原料等の取扱いについては、関係法令・通知等および当社社内ルールを遵守し、製造工程における従業員の健康への影響および外部排出による環境への影響に配慮して、適切な措置を講じる。

12. 環境保全

私たちは、環境関連の法令等を遵守し、生命関連企業として地球環境・地域社会の環境への影響に常に配慮した事業活動を行う。

13. 医療関係者との交流（医薬情報活動等）

- ① 私たちは、医療関係者との交流（医療機関等への医薬情報活動等）にあたり、関係法令・通知等および業界自主規範等を遵守し、公正で透明な活動を実践する。
- ② 私たちは、医療関係者との交流に必要な医学的・薬学的知識を修得し、関係法令・通知等のために

従い、患者や一般生活者の健康の改善・向上のため、適切に医薬品の情報提供等を行う。

- ③ 私たちは、製造販売承認を受けた範囲内での製品の情報提供を医療関係者に行う。
- ④ 私たちは、独立行政法人の医療機関の医師、薬剤師等との関係においては、刑法（贈収賄罪）、国家公務員倫理法その他の倫理関連法令・基準の違反はもとより、その疑いをもたれることのないよう健全な関係を維持する。

14. コーポレートコミュニケーション活動

- ① 私たちは、社会が必要としている企業情報を適時・適切に開示するとともに、社会からの声に耳を傾け、社会とのコミュニケーションを図る。
- ② 私たちは、ウェブサイトを用いた情報提供やソーシャルメディア等を使用したデジタルコミュニケーションをする場合は、医療関係者以外の者に対する医療用医薬品の広告にあたらぬよう、関係法令・通知等および業界自主規範、当社社内ルールを遵守して行う。

15. 社会参画と発展への貢献

- ① 私たちは、地域社会の文化、宗教、伝統などの特性を踏まえた活動を通じて、私たちを取り巻くステークホルダーとの相互信頼を獲得する。
- ② 私たちは、社会貢献活動を推進する上では、自社の経営理念などを踏まえつつ、優先的に取り組む社会的課題や、それに対して自社が投入できる経営資源を特定する。
- ③ 私たちは、社会の発展への貢献に向けて、NPO・NGO、地域社会、行政など幅広いステークホルダーと連携・協働する。
- ④ 私たちは、従業員のボランティア活動を支援する。

16. 患者団体との関係

- ① 私たちは、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観をもち常に誠実に行動し、患者団体の独立性を尊重する。
- ② 私たちは、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努める。
- ③ 私たちは、患者団体に提供している金銭的支援等については、その活動が患者団体の活動・発展に寄与していることに広く理解を得るため、透明性を確保し、信頼性の向上に努める。

17. 公務員等との関係

- ① 私たちは、公務員、みなし公務員*1および特別法により指定される者*2（以下、併せて「公務員等」という）に対して、違法な金銭や物品等を供与したり、申し込んだり、約束したりしません。また、違法な金銭や物品等の提供を要求されても、毅然とした態度で断ります。

*1) 「みなし公務員」とは、公務員ではないが、特別法の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員と同等の取扱いを受ける者をいう。

例：国立大学法人の役員・従業員、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の役員・従業員など

*2) 「特別法により指定される者」とは、特別法の規定により、当該特別法に定められた贈収賄に関する罰則が直接適用される者をいう。

例：NTT・NTT 東日本・NTT西日本の役員・従業員、JR北海道・JR四国・JR九州・JR貨物の役員・従業員、日本たばこ産業株式会社の役員・従業員など

- ② 私たちは、外国公務員等に対しても、その国の法令、わが国の不正競争防止法および外国公務員贈収賄防止指針等を遵守し、金銭その他の利益を供与したり、申し込んだり、約束したりしない。

18. 政治・行政との関係

- ① 私たちは、政治・行政と適切かつ透明な関係づくりに努める。
- ② 私たちは、名目の如何を問わず、政党、政治家、政治団体等への金銭の支払い等を公正なものとし、刑法の贈収賄規定、政治資金規正法等を遵守する。

19. 医療関係者等への業務委託

- ① 私たちは、医療関係者その他の専門家に、コンサルタント、顧問その他の業務を委託するときは、法令に違反するものでないよう注意し、書面による契約書を締結する。
- ② コンサルタント料・顧問料等は、私たちが受け取ったサービスに見合った金額とし、そのサービスの内容は、書面に記録する。
- ③ 相手方が所属する組織にコンサルタント・顧問等に関する内部規程がある場合はその規程を遵守する。

20. 寄附等

- ① 私たちが医療機関や大学、外部団体等に寄附や助成を行うときは、それが違法ではないことを確認し、純粋な寄附または助成として行い、相手方に見返りを要求せず、取引を誘引する手段としない。
- ② 私たちは、医療機関や大学、外部団体等に対する寄附や助成が、刑法(贈収賄罪)や国家公務員倫理法その他の倫理規定の適用を免れるために使われるおそれがある場合には、毅然として、その要請を断る。

21. 不公正な取引の禁止

私たちは、医療機関、競合会社、販売先および仕入先との関係においては、独占禁止法、医薬品公正競争規約、下請法等のルールに則り、公正な取引を行う。

22. 利益相反の管理

- ① 私たちは、当社の利益と従業員（経営層・役員を含む）の個人的利害が衝突する可能性のある状況は避けるようにするが、もし、そういった状況が避けられない場合であっても、個人的利益を優先

させることのないようにする。

- ② 私たちは、仕入先、取引先、ユーザー等との関係を公正・健全なものとし、職務上の地位や権限に関し、違法または不当に利益(金銭、物品、接待、便益など)の提供を受けたり、要求したり、約束したりしない。

23. 反社会勢力への対応

私たちは、総会屋や暴力団等、社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、それらの不当な要求に屈することなく、警察その他の社外の専門機関と協力して断固として対決する。

24. 人権

- ① 私たちは、人権やお互いの多様な価値観、人格、個性を理解・尊重するとともに、国籍、人種、信条、性別、社会的身分、身体障害、容姿等を理由とする差別的な取扱いや嫌がらせを行わない。
- ② サプライチェーンに対しても人権の尊重等を表明し、理解を求める。

25. 差別・嫌がらせ等の禁止、ハラスメントの禁止

- ① 私たちは、人種、国籍、民族、性別、年齢、宗教、信条・思想、性的指向・自認、学歴、障害、疾病等による雇用・待遇・昇進等を含めた差別、嫌がらせ等を行わない。
- ② 私たちは、働く者の人格を尊重し、働きやすく快適な職場環境を作るため、職場におけるハラスメントを許さない。

26. 働きやすい職場環境

- ① 私たちは、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令を遵守する。
- ② 私たちは、安全や衛生に配慮した職場環境や、ゆとりのある就業環境をつくり、労働災害の防止と従業員の健康の維持に努める。

27. 公正な人事

- ① 私たちは、労働基準法および雇用関係法令・通知等ならびに社内のルールを遵守し、従業員の人材配置における適材適所化や人事交流の促進を図るとともに、公正な人事評価を行う。
- ② 私たちは、人材配置や人事評価、昇進において、近親関係等を理由に一部の者を有利に取り扱うことはしない。

28. 会社資産の私的利用の禁止

- ① 私たちは、会社の資金、物品その他の財産を会社の事業運営のためにのみ活用し、個人や第三者の利益のために利用しない。

- ② 私たちは、会社の情報システムや機器を効果的に活用し、個人の利益または第三者の利益のために利用しない。

29. 内部統制

- ① 私たちは、会計記録および官公庁への提出書類の準備、作成および保管にあたり、事業活動の記録を正確に行う。
- ② 私たちは、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産の保全を目的として、内部統制の整備・運用を着実に実践する。
- ③ 私たちは、不正経理、粉飾決算等の行為を一切行わず、税法を遵守し、適正に納税する。

30. 知的財産権の取扱い、職務発明規程の遵守

- ① 私たちは、知的財産権の重要性を認識し、研究・開発等の成果の適法な活用に努める。
- ② 私たちは、自社の知的財産権と同様に、第三者の知的財産権を尊重し、侵害しない。
- ③ 私たちは、従業員の職務発明に関する規程（職務発明規程）を遵守し、研究開発活動を推進する。

31. 秘密情報の取扱い、第三者の秘密情報の尊重

- ① 私たちは、事業活動を通じて収集した秘密情報の重要性を認識し、適切に管理する。
- ② 私たちは、他社、他団体等第三者の秘密情報を尊重し、不正に取得・使用・開示しない。入社前に知り得た第三者の秘密情報および出向等により知り得た第三者の秘密情報については、会社内で開示せず、会社のために使用しない。
- ③ 私たちは、電子情報として保管されている秘密情報も書面化された秘密情報と同等の価値を有していることを認識し、これを適切に管理する。
- ④ 私たちは、自己または第三者の利益のために、会社および他社の秘密情報を不正に流用しない。

32. 個人情報保護

- ① 私たちは、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護に関する法令、規範を遵守し、個人情報保護の推進、個人情報漏洩防止等、個人情報保護のためのコンプライアンス体制を的確に構築・運営する。
- ② 私たちは、個人情報の適正取得、利用目的の通知・公表、目的外利用禁止、安全管理措置、従業員等への教育、第三者提供制限、保有個人データの開示等の求めに応じる手続の整備・運営など、必要かつ適正な措置を講じる。

33. インサイダー取引規制等

- ① 私たちは、金融商品取引法の定めるインサイダー取引規制を遵守し、自社、取引先等の業務等に関する未公表の重要事実（以下「内部情報」）を、その職務等に関して知った場合には、それが一定

の手続を経て公表された後でなければ、自ら、または当社としてそれらの会社の株式等の取引を行わない。加えて、役員は、金融商品取引法の定める役員による自社株式取引規制を遵守します。

- ② 私たちは、職務等に関して知った内部情報を厳重に管理し、職務上必要がある場合を除き、第三者に対して情報伝達・取引推奨行為を行わない。

34. 内部通報

- ① 私たちは、国内外の法令や業界自主規範、社内規程等の違反または違反の疑いを発見した場合は、速やかに当社に報告する。
- ② 私たちは、国内外の法令や業界自主規範、社内規程等の違反または違反の疑いに関する問合せ・相談、内部通報を受付けた場合は、適切に対応する。また、問合せ・相談または通報を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ③ 私たちは、退職者または取引先から内部通報または内部通報に係る問合せや相談があった場合には、誠実に対応する。

35. 国際基準、海外の法令への対応と現地への貢献

- ① 私たちは、国際的な事業活動において、国際ルール、現地の法令を遵守することはもちろんのこと、現地の文化や慣習を尊重する。
- ② 私たちは、提携会社等に対しても、国際的な事業活動を行う場合は国際ルール、現地の法令を遵守することはもちろんのこと、現地の文化や慣習を尊重することを求める。

36. 本倫理綱領の変更管理

本倫理綱領の採択、改訂等は、当社取締役会が行うものとし、改訂履歴により管理する。